

霧島市事業継続支援給付金事業

(第3期)

よくあるご質問 (Q & A)

霧島市商工振興課

Q 対象者の範囲を教えてください

A 以下の(1)～(2)が対象です。

(1) 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者

業種	中小企業基本法第2条第1項の範囲 (下記のいずれかを満たすこと)	
	資本金の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員の数
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
その他	3億円以下	300人以下

※フリーランスを含む個人事業者については、全収入(一時収入等を除く。)の2分の1以上が事業活動における収入である方に限ります。

また、市内に事業所を有しない方は令和3年4月1日時点において、本市の住民基本台帳に記録されている方に限ります。

(2) 社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、学校法人、組合(農業協同組合、農業協同組合連合会等)、投資事業有限責任組合

ただし、以下に該当する方は対象外です。

- 1 国の月次支援金の対象となる事業者
- 2 鹿児島県事業継続一時支援給付事業の対象となる事業者(売上の減少率が50%以上ある事業者)
- 3 鹿児島県新型コロナウイルス感染症対策時短要請協力金の対象となる飲食店(協力金の受給の有無に関わらず)
- 4 次に掲げる霧島市事業継続支援給付金のいずれかの給付を受けた事業者
 - ・令和3年度タクシー事業者等緊急支援型
 - ・令和3年度タクシー事業者等緊急支援型第2期
 - ・令和3年度飲食店取引事業者緊急支援型

Q 鹿児島県事業継続一時支援金給付事業との違いを教えてください

A 鹿児島県事業継続一時支援金給付事業は売上が50%以上減少した事業者が対象です。(その他給付要件の詳細は県ホームページにてご確認ください。)

霧島市事業継続支援給付金(第3期)は売上が20%以上50%未満の範囲内で減少した事業者が対象です。

Q 店舗はありませんが事業は行っています。対象になりますか

A 店舗のない事業の場合、令和3年4月1日以前より市内で事業を営んでおり、同日において霧島市に住民登録している必要があります。

Q 霧島市外に本社があり、事業所（店舗）が霧島市にある場合は対象になりますか

A 事業所が霧島市にあり、法人市民税を納付している場合には対象になりますが、納付していない場合には対象になりません。

Q 霧島市外にも事業所（店舗）がありますが、霧島市内の事業所（店舗）の売上だけを提出すればいいですか

A 霧島市外を含め、法人（個人事業主含む）全体の売上額が分かるものを提出してください。

Q 複数の業種を営んでいますが、申請は一括で行うのですか

A 申請は法人（個人事業主含む）単位で申請してください。1法人の中で複数の事業がある場合は、事業収入を合算し、指定月と前年同月等を比較します。個人事業主が複数の事業を営んでいる場合も同様の取り扱いとなります。

※比較する月については、申請要領の要件（2）をご覧ください。

Q 事業所（店舗）は霧島市内ですが、市外に住んでいます。対象になりますか

A 要件を満たせば対象となります。法人の方は「法人市民税確定申告書」の写しを、個人事業主の方は居住地における納税証明書を同時に提出してください。

Q 個人事業主で、事業所（店舗）は霧島市以外ですが、霧島市に住んでいます。対象になりますか

A 霧島市内で事業を営んでいるかを基準としますので、市外に事業所（店舗）を有する場合は対象とはなりません。

Q 1月まで事業を営んでおり、2月に廃業したのですが給付金をもらえますか

A 既に廃業している方は対象になりません。

Q ラブホテルは対象になりますか

A 「性風俗関連特殊営業」に当たるため対象とはなりません。同様に、店舗型アダルトショップも対象とはなりません。

Q 「全収入（一時収入等を除く。）の2分の1以上が事業活動における収入である」とは具体的にはどういうことですか

A 具体例を下記に示します。

例1 個人事業主Aさんの年間収入(180万円)

年金、給与等収入	100万円	}	→ 年金等収入の方が多いので対象になりません
事業収入	80万円		

例2 個人事業主Bさんの年間収入(180万円)

年金、給与等収入	80万円	}	→ 事業収入の方が多いので対象になります
事業収入	100万円		

例3 個人事業主Cさんの年間収入(180万円)

年金、給与等収入	80万円	}	→ 事業収入の合計が給与収入より多いので対象になります
事業収入①	60万円		
事業収入②	40万円		

Q 不動産収入を主な収入としている場合は対象になりますか

A 住宅の貸付を行っている場合は、一戸建て10棟以上またはアパート等10室以上など一定の要件を満たす場合は対象になります。

※ほかにも要件がありますので詳しくはお問合せください。

Q 雑所得、給与所得を主な収入としている場合は対象になりますか

A 雇用契約によらない業務委託契約等に基づく事業活動からの収入であって、税務上、雑所得又は給与所得の収入として扱われるものを主たる収入として得ている場合、対象になります。

Q 個人事業主で家族に給与所得者がいる場合は申請できますか

A この支援給付金は市内事業者の事業継続を支援することが目的ですので、家族に給与所得者（給与以外の収入も同様）がいる場合でも申請することができます。

例1 夫	給与収入	400万円	}	→ 妻の事業が対象になります
妻	事業収入	240万円		

例2 夫	給与収入	240万円	}	→ 妻の事業が対象になります
妻	事業収入	360万円		

例3 夫	事業収入①	80万円	}	→ 夫の事業が対象になります
	事業収入②	70万円		
妻	給与収入	240万円		

Q 家族の中に個人事業主が複数いる場合は申請できますか

A 事業主ごとに申請することができます。

Q 令和元年6月～令和3年6月の間に国、県などの支援制度による支援金等の収入がありました。が、本事業での申請に際し同期間内の売上として計上するのですか

A 本事業での申請に関しては、それらの支援金を売上として計上する必要はありません。

Q 確定申告をしていない場合はどうすればいいですか

A 税務署や霧島市役所の税務課に相談してください。

Q 確定申告書の控えを持っていない場合はどうすればいいですか

A 確定申告の場合は税務署で、市県民税等申告の場合は市区町村役場で再発行の手続きをしてください。

Q 市役所で確定申告をしたので「第一表」に収受印が無い場合はどうすればいいですか

A 「第一表」左下部の「税理士署名押印」欄に「霧島市」と記載があるものを提出してください。

Q 市税にはどのようなものがありますか

A 個人市民税や法人市民税、固定資産税、軽自動車税、入湯税、国民健康保険税などです。

Q 申請書等をダウンロードできない（又はその環境がない）が、どうすればいいですか

A 霧島市役所商工振興課（別館2階）、隼人市民サービスセンター、溝辺総合支所、横川総合支所、牧園総合支所、霧島総合支所、福山総合支所、福山市民サービスセンター、市民サービスセンター（コアよか）に申請書類一式を準備しています。

Q 給付金はいつ頃支給されますか

A 提出書類に不備等がなければ、受付日（市役所に届いた日）から3週間程度で支給します。

Q 給付金の使途に制限はありますか

A 制限はありません。

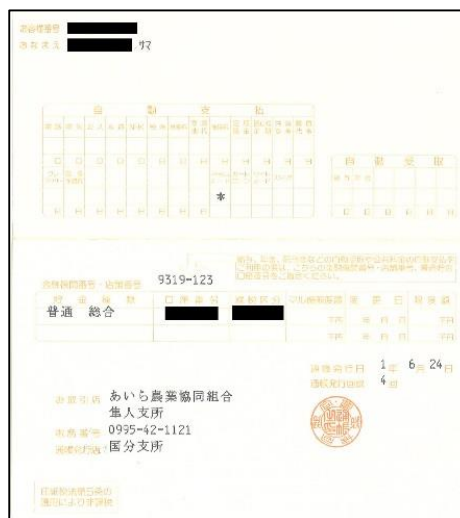
Q 給付金は現金での給付ですか

A 申請者の指定する金融機関口座に振込みます。現金での給付はできません。

Q 給付金の振込口座は任意の名義でいいですか

A 法人の場合は申請法人の代表者名、個人事業主であれば事業主名の口座で申請してください。

通帳の写しは通帳を開いた1～2ページを提出してください。



Q 霧島市からこの給付金に関する手続きの一環と称して、現金自動預払機（ATM）の操作や手数料の振込を求める旨の電話がありました。どうすればいいですか

A 一般的な給付金事業において、国（省庁）や自治体（市町村）が申請者に対して前納を求めたり、ATMを利用した手続などを求めたりすることはありません。

「怪しいな？」と思ったら、最寄りの警察署か、消費者ホットライン（188）へご相談ください。

Q 申請書類が霧島市へ到着したかの確認が可能ですか

A 申請書類到着後、不備等がある場合はお電話による連絡で確認し、給付が決定した場合は通知書をお送りすることとなりますので、ご了承ください。

Q 申請書類を郵送で行った場合、締切日の消印で有効ですか

A 令和3年9月30日（木）の消印有効分まで受付します。

Q 申請書類に不備があった場合、給付金の支給はないのですか

A 不備がある場合は申請書に記載されている連絡先に電話連絡します。不備が解消される場合は支給します。迅速なお支払いのためにも申請期間内での対応にご協力ください。